

# 東京青色交通事故傷害保険

(交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険)

■保険期間 平成25年10月1日午後4時～平成26年10月1日午後4時■

この期間内は随時ご加入できます・加入年令制限はありません



## [主な補償内容] (24時間補償)

自転車・自動車・電車・飛行機などに乗車中の事故  
駅改札に入ってから出るまでの間の事故  
乗り物にはねられるなどの交通事故 など

個人型：年間 1,000円 (1口)

家族型：年間 10,000円 (1口)

東京青色申告会連合会共済会  
〒102-0074千代田区九段南4-8-36  
TEL：03-3230-8501(代)  
FAX：03-3230-8655 番

—加入申込その他のお問い合わせは—  
一般社団法人  
**青梅青色申告会**  
〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25  
☎ 0428 (23) 0108

※この保険は、東京青色申告会連合会共済会を契約者とし、その会員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。  
※詳しい補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。  
※この保険は、「生活安心サポート」のサービスがご利用いただけます。詳しくは「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。

このパンフレットは交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険の概要をご案内するものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合せ下さい。団体総合生活補償保険の普通保険約款・特約集は東京青色申告会連合会共済会に交付されます。

【東京青色申告会連合会共済会とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社からのお知らせ】  
本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。  
【個人情報の取扱いについて】  
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページ（<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

# 個人型 加入者一人一人の補償をしっかりとカバー♪

<交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険>

- 加入した人のみが補償の対象(被保険者)となります
- 年令に関係なく最大10口まで加入できます
- 複数口加入の場合の保険金額・掛金は、1口あたりの保険金額・掛金×加入口数となります
- 個人型1口(年間掛金 1,000円)あたりの保険金額(ご契約金額)・掛金

傷害死亡・後遺障害 保険金額 ※1	傷害入院保険金日額 1日目から1事故あたり 180日まで補償	傷害通院保険金日額 1日目から1事故あたり 90日まで補償	傷害手術保険金	年間掛金 ※2
20万円	1,500円	800円	・入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 ・上記以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1,000円 × 加入口数 (最大10口まで)
☆複数口数加入の場合の保険金額 上記の保険金額(1口あたりの保険金額)×加入口数				

※1 傷害後遺障害保険金は後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4~100%となります。

※2 年間掛金には保険料と制度運営費が含まれています(個人型1口あたりの保険料890円・制度運営費110円)。詳細は東京青色申告会連合共済会までお問合せください。

- 上記掛金には団体割引30%(被保険者10,000名以上)・損害率による割引5%・大口団体契約割引10%が適用されています。被保険者数が10,000名未満となった場合は保険料を変更させていただきます。
- 「保険金をお支払いする場合」・「保険金をお支払いできない主な場合」の詳細は、右面をご覧ください。
- 中途加入の場合の掛金についてはご所属の青色申告会または取扱代理店までお問合せください。



# 家族型 家族みんなの補償をしっかりとカバー♪

<交通事故危険のみ補償特約・家族型への変更にに関する特約セット団体総合生活補償保険>

- 年令に関係なく最大3口まで加入できます
- 補償の対象(被保険者)は、①申込人 ②その配偶者 ③申込人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ④申込人または配偶者と生計を共にする別居の未婚(婚姻歴のないこと)の子となります
- 家族型1口(年間掛金 10,000円)あたりの保険金額(ご契約金額)・掛金

	申込人①	配偶者②	その他親族③・④	年間掛金 ※2
傷害死亡・後遺障害 保険金額 ※1	600万円	300万円	200万円	1口加入の場合 10,000円
傷害入院保険金日額 1日目から1事故あたり180日まで補償	5,000円	3,000円	2,300円	
傷害通院保険金日額 1日目から1事故あたり90日まで補償	3,000円	2,000円	1,300円	
傷害手術保険金	・入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 ・上記以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍			2口加入の場合 20,000円
個人賠償責任 支払限度額 (免責金額:なし)	口数に関係なくそれぞれ1事故あたり最大5,000万円 ※個人賠償責任のみ口数に関係なく一定の支払限度額となります。			3口加入の場合 30,000円
☆複数口数加入の場合の保険金額(個人賠償責任を除く) 上記の保険金額(1口あたりの保険金額)×加入口数				

※1 傷害後遺障害保険金は後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4~100%となります。

※2 家族型の年間掛金には保険料と制度運営費が含まれています

1口:保険料9,250円(制度運営費750円) 2口:同17,930円(同2,070円) 3口:同26,610円(同3,390円)

- 上記掛金には団体割引30%(被保険者10,000名以上)・損害率による割引5%・大口団体契約割引10%が適用されています。被保険者数が10,000名未満となった場合は保険料を変更させていただきます。
- 「保険金をお支払いする場合」・「保険金をお支払いできない主な場合」の詳細は、右面をご覧ください。
- 中途加入の場合の掛金についてはご所属の青色申告会または取扱代理店までお問合せください。

# お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜傷害補償（標準型）+費用＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、普通保険約款・特約集をご参照ください。

## （普通保険約款、傷害補償（標準型）特約）の補償内容

被保険者（補償の対象となる方）が被った次の傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

- (1) 運行中の交通乗用機に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用機との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用機の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ
- (2) 運行中の交通乗用機の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用機の乗降場構内（改札口の内外側）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
- (3) 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等によって被ったケガ
- (4) 交通乗用機の火災によって被ったケガ ※交通乗用機とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 被保険者は、被保険者の範囲に関する特約（「夫婦型への変更に関する特約」、「配偶者対象外型への変更に関する特約」または「家族型への変更に関する特約」をいいます）のセット有無により次の表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、ケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

- ※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。
- ※2 ご本人の配偶者をいいます。
- ※3 ご本人または配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。
- ※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- ※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

セットされる特約	補償の対象となる方		
	ご本人※1	配偶者※2	親族
【個人型】 (被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合)	○	-	-
【家族型】 (「家族型への変更に関する特約」がセットされる場合)	○	○	○※3

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<p style="text-align: center;"><b>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</b></p> <p>※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p>	<p>＜傷害死亡保険金から傷害通院保険金まで共通＞</p> <p>(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者※1、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① むちうち症・腰痛等医学的他覚所見のないもの※3 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など</p> <p>※1 被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合に限りま</p> <p>※2 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア、交通乗用機を用いて競技等(*)をしている間 (ウ、に該当しない「交通乗用機のうち軌道を有しない陸上の乗用機を用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます) イ、交通乗用機を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用機を使用している間 (ウ、に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用機のうち軌道を有しない陸上の乗用機を使用している間」を除きます) ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用機のうち軌道を有しない陸上の乗用機を用いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により交通乗用機のうち軌道を有しない陸上の乗用機を使用している間</p> <p>② 船舶に搭乗することを職務（養成所の職員・生徒である場合を含みます）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>③ 「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故</p> <p>④ 被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故</p> <p>⑤ 被保険者が職務として交通乗用機への荷物などの積み込み作業、積卸し作業、整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>⑥ 被保険者が職務として、交通乗用機の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 など</p> <p>(*) 競技等とは、競技、競争、興行、これらのための練習、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練は含みません）または交通乗用機の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。</p>
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<p style="text-align: center;"><b>傷害死亡・後遺障害保険金額</b> × <b>約款所定の保険金支払割合 (4%～100%)</b></p> <p>※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	<p style="text-align: center;"><b>傷害入院保険金日額</b> × <b>入院日数</b></p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。</p> <p>※ 入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。</p>	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術（※）を受けた場合	<p>① 入院中に受けた手術</p> <p style="text-align: center;"><b>傷害入院保険金日額</b> × <b>10</b></p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p style="text-align: center;"><b>傷害入院保険金日額</b> × <b>5</b></p> <p>※ 傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 1事故につき、1回の手術に限りま。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン</li> <li>・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術</li> <li>・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為</li> </ul> <p>② 先進医療（※1）に該当する診療行為（※2）</p> <p>（※1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りま。対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>（※2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。</p>	
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）された場合	<p style="text-align: center;"><b>傷害通院保険金日額</b> × <b>通院日数</b></p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。</p> <p>※ 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。</p> <p>※ 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p> <p>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。</p>	

保険金をお支払いする場合	
<p>保険金の種類</p> <p>被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合①被保険者ご本人の居住する住宅（敷地内の不動産および不動産を含みます）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 ※住宅は、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。</p>	<p>保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。          ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故          (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。          ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑥ レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任など          ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。          ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p>
<p>個人賠償責任危険保険金</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> <p>判例により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p>免責金額(*) (0円)</p> <p>(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。          ※ 1事故につき、個人賠償責任危険保険金の限度となります。          ※ 上記算式により計算した額と別に、損害の発生または拡大を防止するため必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が個人賠償責任危険保険金の額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する個人賠償責任危険保険金の割合を乗じた額をお支払いします。          ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前にご相談の承認が必要となります。          ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。          ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合は、この保険契約の支払責任額(*)          ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、損害の額(*)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。          (※) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。          (※) それぞれの保険契約または共済契約の免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。          被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（共済契約または異なる保険種別の特約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご加入にあたっては、特約の補償内容について、ご要望の合った内容であることを必ずご確認ください。          ※ なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみでセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。</p>	<p>お支払いする保険金の額</p> <p>損害の額 - 免責金額(*) (0円)</p>

## 加入資格 年齢制限はありません

～～～個人型～～～

① 申込人 : 会員本人  
 ② 被保険者 : 会員本人およびその配偶者、(加入できる方) 子、両親、兄弟姉妹および同居の親族

～～～家族型～～～

① 申込人 : 会員本人  
 ② 被保険者 : 被保険者の適用範囲は中面「家族型」をご覧ください  
 ※ 家族型は会員本人が申込むとご家族まで被保険者となる補償です。

## 加入手続き

- [必要書類]** ■ 加入依頼書  
 ※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な告知事項として加入依頼書にご記入いただけます。正しくご記入いただけなかった場合には、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
- [掛金の払込方法]** ■ 現金でご所属の青色申告会までお支払いいただきます
- [申込×切]** ■ 平成25年 9月13日(金)
- [保険期間]** ■ 平成25年10月1日(火)午後4時～平成26年10月1日(水)午後4時まで  
 ※自動継続ではありませんので、ご継続を希望される場合は毎年お手続きください
- [ご加入後]** ■ 加入者カードを発行いたしますので大切に保管ください。  
 ■ 住所等の変更があった場合には速やかにご所属の青色申告会までお申出ください。
- [中途加入]** ■ 加入依頼書と掛金をご用意の上、随時お申込みできます。  
 掛金についてはご所属の青色申告会または取扱代理店までお問合せください。  
 この場合の補償期間は、補償開始日～平成26年10月1日(水)午後4時までとなります。
- [中途脱退]** ■ 中途脱退される場合は、速やかにご所属の青色申告会までお申出ください。

## 保険金のご請求について

■ 補償開始後に保険金請求事由が発生した場合は、ご所属の青色申告会または東京青色申告会連合会共済会までご連絡をお願い致します。請求手続きについてご案内いたします。

<取扱代理店>  
**株式会社 東京青色**  
 〒102-0074  
 東京都千代田区九段南 4-8-36  
 TEL: 03-3230-8501 FAX: 03-3230-8655

<取扱代理店>  
**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**  
 広域法人開発部 営業第一課  
 〒103-0027  
 東京都中央区日本橋 3-5-19  
 TEL: 03-6734-9608 FAX: 03-6734-9609